

旧播磨北小学校を特別支援学校と福祉・交流の場に



▲創作積木コーナー(ふれあいフェスタ)

ございました。

ふれあいフェスタ
運営協議会では、3月1日に旧北小で県民交流広場のPRを兼ねたオープニングイベントを開催しました。ハーモニカ演奏、模擬店やフリーマーケット、構成団体の体験コーナー、展示コーナーなど約千人の来場者でにぎわいました。

運営協議会による多彩な活動
運営協議会では、旧北小を中心に人づくり・ものづくり講座やイベントなどによる住民交流で地域活性化や絆づくりに取り組んでいます。運営協議会ではホームページも開設しており、運営や活動状況に関する情報を公開、発信しています。

5月には、旧北小で共生・協働・協育のまちづくりシンポジウムを、播磨南高等学校で全校生徒を対象にデートDVについての講演会を行いました。



▲共生・協働・協育のまちづくりシンポジウム(旧北小)

運営協議会では、特別支援学校内に新築される地域交流施設を活動拠点とし、幅広く参加を呼び掛けることをしています。



▲喜瀬川で遊ぼう

6月には知的障がい者のスペシャルオリンピッククスと高校生の草木染め体験、7月以降も喜瀬川で遊ぼう、おもちゃづくり、草木染め、そば打ち教室、ふれあいサロンの「つつ」てんかん一教室、まちあるきでは北小周辺のマップづくりなど多彩な活動を展開しています。



▲草木染め体験(播磨南高等学校)

特別支援学校の開校

平成21年4月に開校予定の学校名は「県立東はりま特別支援学校」です。

まず高等部1年生約40人でスタートします。平成22年は高等部1、2年生を、平成23年度には小学部、中学部、高等部が開校されます。また、学校の通学区域は、播磨町、加古川市南部、高砂市となっています。

整備工事の実施

平成21年1月から校舎の開校準備が始まり、5月から新校舎の新築工事を、7月から地域交流施設の新築と体育館、プールの改修を、平成22年5月から本館棟の耐震改修の予定です。また、地域交流施設は、平成22年度に利用が開始されます。

▼問い合わせ

企画グループ
079(435)0356

平成19年3月末に廃校した播磨北小学校の活用については、住民参加による「旧播磨北小学校施設運営協議会」(以下、運営協議会と表記)を設置して検討中に、兵庫県教育委員会から「県立いなみ野特別支援学校」の過密を解消したいと、学校開設の申し出がありました。

町では、これまでの検討内容と運営協議会の意見などをふまえ県教委と協議を重ね、地域交流施設の整備などで合意したため土地と建物の契約を交わしました。また運営協議会では、旧播磨北小学校(以下、旧北小と表記)を中心に様々なイベントや講座を行っています。その内容をご紹介します。



廃校した旧播磨北小学校

特別支援学校受入への町の考え方

施設検討委員、公募委員や各種団体などによる運営協議会で、旧北小施設の運営や施設利用などを話し合ってきました。県教委からの県立特別支援学校にとの申し出に、運営協議会では特別支援が必要な子どもたちの現状、いなみ野特別支援学校の過密状況などから、学校の受け入れには賛同するが、運営協議会(住民交流施設)との共存を条件としました。

特別支援学校の必要性

一方、加古川市、明石市、三木市などは市立の養護・特別支援学校で地域の子どもを育てており、稲美町にも県立いなみ野特別支援学校が開校されています。本町の児童生徒は長年、近隣



▲スペシャルオリンピックス(総合体育館)

市町に通ってきましたが、町内に県立特別支援学校が開校されれば、ハンディキャップのある子どもたちが遠くまで通学しにくくなります。特別支援学校ができれば、児童生徒への対応の仕方や専門的なノウハウなど地域のセンター校として機能することにより、町内の小中学校は支援を受けることができず、発達障害などの子どもだけでなくすべての子どもたちにとっての教育環境の拡大充実が可能となります。

福祉・交流の拠点

町は運営協議会での検討や特別支援学校の必要性と、いなみ野特別支援学校の過密解消のため県立特別支援学校の受け入れを検討することとしました。また、受け入れに当たっては、旧北小跡に障がい者支援と住民交流の場を設けるとともに、旧北小メモリアルや学校開放により、福祉・地域づくりの拠点、交流の場としての活用を目指すこととしました。

町の考え方と契約

県立の特別支援学校の受け入



▲地域交流施設予定地(旧北小運動場)

1. 支援学校内に県負担で住民交流や福祉活動の拠点を置く
2. 支援学校は地域のセンター校として町の小中学校を支援
3. 知的障害を伴う肢体不自由の児童生徒の受け入れ
4. 旧北小のメモリアル、記念碑の設置場所を設ける
5. 放課後、休日など学校行事などに支障がない時に運動場、体育館の開放
6. 災害時には、住民が避難できる場所にする
7. 住民活動拠点や学校開放利用者の駐車場を確保する
8. 校庭等の樹木の活用などこれらについて県教委と協議を重ね、基本的に合意に達したことから、特別支援学校として利用するための旧北小建物の無償譲与と土地の無償貸与の契約を県教委と交わしました。